

議案第 6 2 号

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり定める。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(和光市学童クラブ設置及び管理条例の一部改正)

第 1 条 和光市学童クラブ設置及び管理条例（平成 1 6 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表（第 8 条関係） 放課後児童健全育成事業の利用料	別表（第 8 条関係） 放課後児童健全育成事業の利用料
(略)	(略)
備考 この表における「所得割額」とは、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 9 2 条第 1 項第 2 号に規定する所得割の額をいい、所得割額の計算に当たっては、同法第 3 1 4 条の 7 から第 3 1 4 条の 9 まで並びに同法附則第 5 条第 3 項、 <u>第 5 条の 4 第 5 項</u> 、第 5 条の 5 第 2 項、第 7 条の 2 第 4 項及び第 5 項、第 7 条の 3 第 2 項並びに第 4 5 条の規定は適用しない。	備考 この表における「所得割額」とは、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 9 2 条第 1 項第 2 号に規定する所得割の額をいい、所得割額の計算に当たっては、同法第 3 1 4 条の 7 から第 3 1 4 条の 9 まで並びに同法附則第 5 条第 3 項、 <u>第 5 条の 4 第 6 項</u> 、 <u>第 5 条の 4 の 2 第 5 項</u> 、第 5 条の 5 第 2 項、第 7 条の 2 第 4 項及び第 5 項、第 7 条の 3 第 2 項並びに第 4 5 条の規定は適用しない。

(和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部改正)

第 2 条 和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例（平成 2 7 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用者負担額) 第3条（略） 2（略） 3 前項の規定にかかわらず、第2子（同一世帯に負担額算定基準子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。）である小学校就学前子どもに該当する兄又は姉を1人有する教育・保育給付認定子ども（市町村民税の所得割額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいい、所得割額の計算に当たっては、同法第314条の7から第314条の9まで並びに同法附則第5条第3項、 <u>第5条の4第5項</u> 、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとする。以下同じ。）が57,699円以下の世帯にあっては、同一世帯に兄又は姉を1人有する教育・保育給付認定子ども）をいう。）に係る保育認定利用者負担額は、別表に定める額に2分の1を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、第3子以降の子（同一世帯に負担額算定基準子どもである小学校就学前子どもに該当する兄又は姉を2人以上有する教育・保育給付認定子ども（市町村民税の所得割額が57,699円以下の世帯にあっては、同一世帯に兄又は姉を2人以上有する教育・保育給付認定子ども）をいう。）に係る保育認定利用者負担額は、無料とする。 4・5（略）	(利用者負担額) 第3条（略） 2（略） 3 前項の規定にかかわらず、第2子（同一世帯に負担額算定基準子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。）である小学校就学前子どもに該当する兄又は姉を1人有する教育・保育給付認定子ども（市町村民税の所得割額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいい、所得割額の計算に当たっては、同法第314条の7から第314条の9まで並びに同法附則第5条第3項、 <u>第5条の4第6項</u> 、 <u>第5条の4の2第5項</u> 、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとする。以下同じ。）が57,699円以下の世帯にあっては、同一世帯に兄又は姉を1人有する教育・保育給付認定子ども）をいう。）に係る保育認定利用者負担額は、別表に定める額に2分の1を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、第3子以降の子（同一世帯に負担額算定基準子どもである小学校就学前子どもに該当する兄又は姉を2人以上有する教育・保育給付認定子ども（市町村民税の所得割額が57,699円以下の世帯にあっては、同一世帯に兄又は姉を2人以上有する教育・保育給付認定子ども）をいう。）に係る保育認定利用者負担額は、無料とする。 4・5（略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年8月27日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）の施行に伴い、所要の改正をしたいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。